

議案第 87 号

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成10年朝霞市条例第35号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 補則（第25条—第30条）」を「第6章 一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る縦覧の手続等（第25条—第32条）
第7章 補則（第33条—第37条）」に改める。

第30条を第37条とする。

第29条を削り、第28条を第36条とし、第25条から第27条までを8条ずつ繰り下げる。

第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 一般廃棄物処理施設の設置又は変更に係る縦覧の手続等
（縦覧等の対象となる施設の種類）

第25条 法第9条の3第2項（同条第9項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により市長が実施する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「調査書」という。）の公衆への縦覧及び利害関係を有する者への生活環境の保全上の見地からの意見書（以下「意見書」という。）を提出する機会の付与（以下「縦覧等」という。）の対象となる一般廃棄物処理施設の種類は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（以下「施設」という。）とする。

（縦覧等の告示）

第26条 市長は、縦覧等をしようとするときは、その旨を告示するものとする。

（縦覧の場所及び期間）

第27条 調査書の縦覧の場所は、市長が前条の規定による告示において指定するものとする。

2 調査書の縦覧の期間は、前条の規定による告示の日から1月間とする。

（意見書の提出先及び提出期限）

第28条 意見書の提出先は、市長が第26条の規定による告示において指定するものとする。

2 意見書の提出期限は、前条第2項の縦覧の期間が満了した日の翌日から起算して2週間を経過する日までとする。

(見解書の作成等)

第29条 市長は、意見書の提出があったときは、見解書(当該意見書に対する見解を記載した書面をいう。)を遅滞なく作成し、当該意見書を提出した者にこれを送付しなければならない。

(環境影響評価との関係)

第30条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は埼玉県環境影響評価条例(平成6年埼玉県条例第61号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第26条から前条までに定める手続を経たものとみなす。

(他の市区との協議)

第31条 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市(特別区を含む。以下同じ。)の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市の長に調査書の写しを送付し、当該調査書の縦覧等の手続の実施について協議するものとする。

(技術管理者の資格)

第32条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上

の実務に従事した経験を有する者

- (6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年8月31日提出

朝霞市長 富岡 勝則